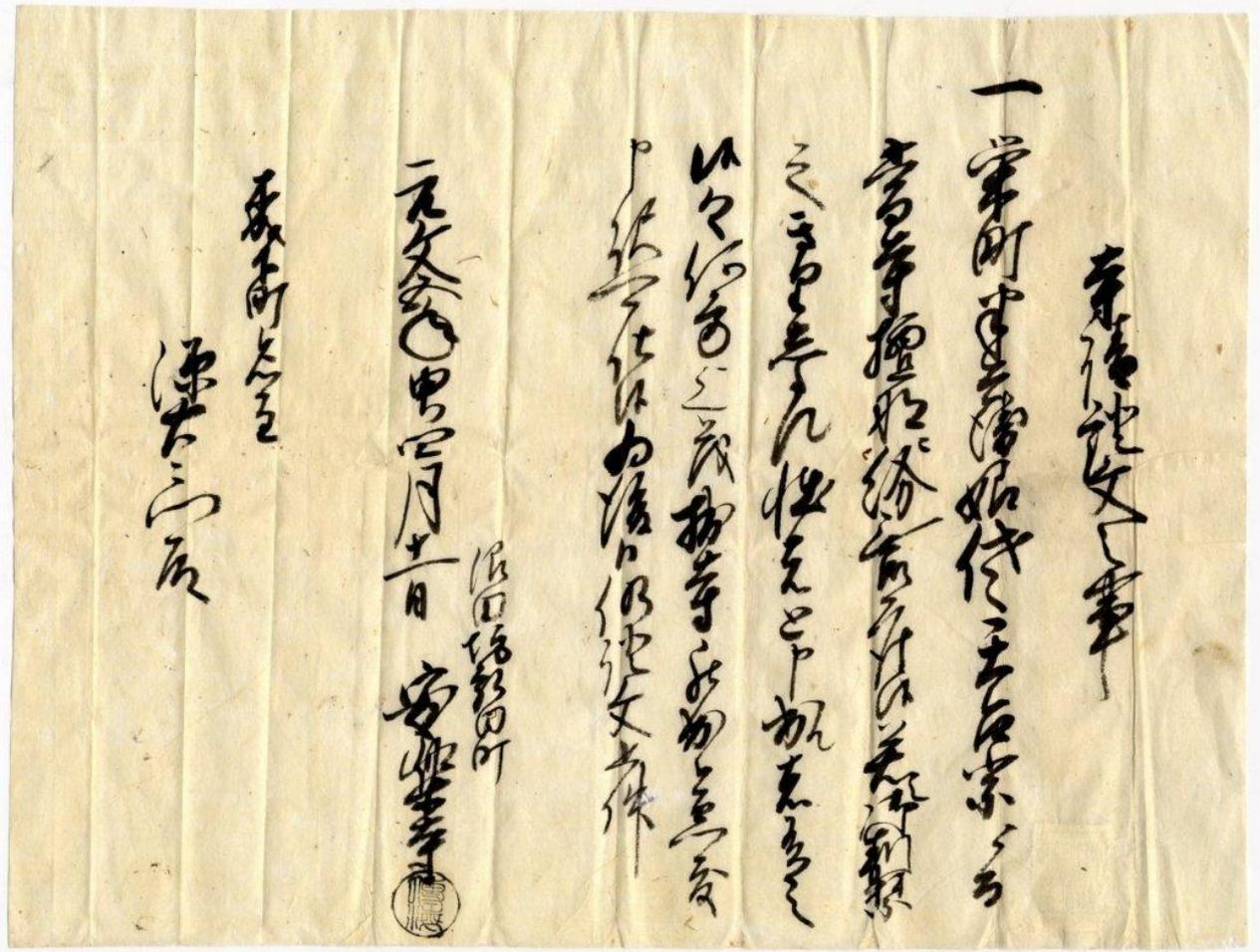


群馬県立文書館 教材活用史料詳細カード 13

請求番号	P8111	文書番号	930-2	年代	元文5年(1740)
史料名	寺請証文				
形態	縦紙	複製	あり・なし	(デジタル画像)	
備考	寄託の古文書(真下一久家文書)、 平成22年度展示「街道を歩き交う人々」で使用(HPで公開)、 HP「演習ぐんまの古文書入門」NO15に掲載				
史料概要	沼田の栄町に住む新兵衛の娘が、代々天台宗の信徒でキリシタンではなく、沼田坊新田町にある安楽寺の檀徒(檀家)であることを、同寺が森下町(村)名主の源右衛門に証明した史料。				
指導要領(内容)との関連	<中歴> B-(3)-ア-(イ) 江戸幕府の成立と対外関係 <高歴総> A-(2)-ア-(ア) 資料に基づいて歴史が叙述されていることを理解すること <高日探> C-(2)-イ-(ア) 資料を通して考察し、仮説を表現				
活 用 例					
活用単元	江戸幕府の成立と対外関係				
活用場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸時代の「幕府の民衆統制」あるいは「禁教政策」を学習する導入場面で活用。または、幕府の政策を考察させる場面や調べ学習で活用。</li> </ul>				
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>史料と釈文を確認させ、この史料が出された背景をグループ(あるいはペア)で考察し、民衆の宗教統制や禁教政策についての意見をまとめ発表へとつなげる。その際には、資料集の宗門人別帳なども参考にさせるとより効果的と考える。</li> </ul>				
予想される生徒児童の反応など	<ul style="list-style-type: none"> <li>文字史料だが、釈文と読み下し文を活用することで、幕府(領主)が寺院を通じて間接的に民衆の宗教統制をしていた様子が具体的に理解できる。</li> <li>戦国時代までの宗教・寺院と大きく性格が変化したこと(布教を中心としたあり方から、いわゆる葬式仏教=檀家制度へ)や、禁教政策の実態についても理解することができると思う。</li> </ul>				

史料画像 裏面参照

寺請証文 (P8111 930-2) 元文5年



釈文、読み下し文

【5 釈文】沼田町安楽寺寺請け証文  
(元文五年・一七四〇)

寺請証文之事

一 栄町半兵衛娘、代々天台宗ニ而、  
当寺檀那ニ紛無ニ御座一候、若シ御制禁  
之きりしたん怪者と申出候者有レ之  
候ハ、何方迄茂拙寺罷出、急度  
申訳可レ仕候、為ニ後日一仍証文、如レ件

沼田坊新田町  
元文五年申ノ四月十一日 安楽寺印

森下町名主  
源右衛門殿

【5 読み下し文】

寺請(てらうけ)証文の事

一 栄町半兵衛娘、代々天台宗にて、  
当寺檀那に紛れ御座無く候、若(も)し御制禁  
のきりしたん怪者(あやしきもの)と申し出候者これ有り  
候はば、何方(いずかた)迄も拙寺罷(まか)り出、急度(きつと)  
申し訳仕るべく候、後日の為、仍(よつ)て証文、件(くだん)の如し

沼田坊新田町  
元文五年申ノ四月十一日 安楽寺印

森下町名主  
源右衛門殿

(昭和村・真下家文書 P 八二一 No 九三〇二)